

[事案 2023-60] 新契約取消請求

・令和 6 年 2 月 7 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明が不十分であったことを理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 12 月に代理店を通じて契約した終身保険について、以下の理由により、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人は、自分のニーズの把握やニーズに即した商品提案を行わなかった。
- (2) 募集人は、自分の知識不足や判断力不足に乘じ、半ば強引に契約を成立させた。特に、受け取れる解約返戻金額や、保険金と保険料の関係についての説明が不十分であり、不利益な事項について十分な説明を行わなかった。
- (3) 契約内容を正確に理解していたら、本契約に申し込むことはなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の主張は具体的でなく、契約を取り消す理由がない。
- (2) 募集人は、契約の前日に申立外契約の振込先口座登録手続きを行っており、少なくとも 2 日間にわたって申立人に本契約の案内を行った。
- (3) 募集人は、申立人からニーズを聴き取り意向確認書で確認をした上で、申込手続きを行った。
- (4) 募集人は申立人に対し、不利益事項を含む重要事項を説明し、設計書、注意喚起情報およびご契約のしおり・約款を交付した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明が不十分であったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。